

茨木市立障害者生活支援センターともしび園生活介護運営要綱

障害者自立支援法に基づく茨木市立太陽の里知的障害者通所更生施設「ともしび園」運営要綱（平成15年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、茨木市が設置し、茨木市が指定した指定管理者が管理する茨木市立障害者生活支援センターともしび園（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスのうち、法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当該生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、法第4条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）及びその保護者等の意思及び人格を尊重し、障害者及びその保護者等の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2 事業所は、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所は、生活介護の実施に当たり、障害者及びその保護者等が必要とするときに必要な生活介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業所は、生活介護の実施に当たり、地域との結びつきを重視し、障害者の居住する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）その他関係法令等を順守し、生活介護を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3 事業所は、障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4 生活介護を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 茨木市立障害者生活支援センター ともしび園

所在地 大阪府茨木市西穂積町8番2号

（職員の職種、員数及び職種の内容）

第5 事業所の職員の職種、員数等及び職種の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1人(常勤職員)

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し関係法令等を順守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者当該年度における利用契約者数に応じた法令で定める必要な配置基準数(常勤職員1人以上)

生活介護計画を作成し、障害者及びその保護者等にその内容を説明するほか、事業所に対する生活介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の生活介護の内容の管理等を行う。

(3) 生活支援員当該年度における利用契約者数に応じた茨木市が定める配置基準数(常勤職員1人以上及び非常勤職員が混在し、常勤換算後の数が法令で定める配置基準数を上回る員数)

生活介護計画に基づき障害者及びその保護者等に対し、生活介護の提供方法等について理解しやすいように説明を行い、適切な支援及び助言等を行うとともに、生活介護計画に従った生活介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行うほか、障害者又はその保護者等からの相談、苦情処理に関する事務を行う。

(4) 医師3人(非常勤職員)

障害者の健康管理上必要な専門医としての技術供与や職員に対する支援方法等に係る指導、助言等の業務を行う。

(5) 理学療法士1人(非常勤職員)

障害者の機能訓練に関して必要な理学療法士としての技術供与や職員に対する支援方法等に係る指導、助言等の業務を行う。

(6) 保健師1人(常勤職員)

障害者の健康管理、相談、保健指導、医療的ケア等の業務を行うほか、障害者又はその保護者等からの苦情処理に関する業務を行う。

(7) 看護師医療的ケアの実施に必要な員数(常勤職員1人以上及び非常勤職員)

障害者の健康管理、相談、医療的ケア等の業務を行うほか、障害者又はその保護者等からの苦情処理に関する業務を行う。

(8) 栄養士1人(非常勤職員)

利用者に提供する給食サービスの献立を作成する。

(9) 調理員利用契約者数に応じた給食の調理に必要な員数

利用者に提供する給食サービスの給食を調理する。

(10) 事務職員1人(常勤職員)

必要な事務を行う。

(開所日、開所時間等)

第6 事業所の開所日及び生活介護の提供日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

2 事業所の開所時間は、午前9時から午後5時15分までとし、生活介護の提供時間は、午前9時30分から午後3時30分までとする。

(生活介護を提供する主たる対象者)

第7 事業所において生活介護を提供する主たる対象者は、障害者とする。

(利用定員)

第8 事業所の利用者の定員は、40人とする。

(生活介護の内容)

第9 事業所で実施する生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 日常生活の介護に関する内容
 - ア 食事の介護を行う。
 - イ 排せつの介護を行う。
 - ウ 衣類着脱の介護を行う。
 - エ その他必要な身体の介護を行う。
- (3) 機能訓練に関する内容
 - ア 理学療法を行う。
 - イ 日常生活動作訓練等を行う。
- (4) 日常生活訓練に関する内容
 - ア 意思伝達能力の向上に必要な技能の習得の訓練を行う。
 - イ 生活力の向上を図るために必要な知識や情報の収集等を行う。
- (5) 更生相談に関する内容
医療、福祉及び生活の相談業務を行う。
- (6) 介護方法の指導に関する内容
介護者等に対する介護技術指導等を行う。
- (7) レクリエーションに関する内容
カラオケ、ゲーム等の余暇活動を行う。
- (8) 健康相談に関する内容
健康・衛生管理、健康チェック等を行う。
- (9) 創作的活動に関する内容
手芸、陶芸、絵画、文章作成等の技術援助及び作業を行う。
- (10) 医療的ケアに関する内容
対象となる当該利用者に対して必要な医療的ケアを行う。
- (11) その他のサービスに関する内容
 - ア 給食サービス 食事の提供を行う。
 - イ 送迎サービス スロープ付きバスによる送迎を行う。
 - ウ 入浴サービス 機械で入浴を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第10 事業所は、生活介護を提供した際は、当該生活介護の提供を受ける障害者又はその保護者等から当該生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業所は、法定代理受領を行わない生活介護を提供した際は、障害者又はその保護者等から法第29条第3項の規定により算出された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

- 3 次に定める費用については、その実費を障害者又はその保護者等から徴収するものとする。
 - (1) 食事の提供に係る給食費 1 食につき400円
 - (2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害者又はその保護者等に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、障害者又はその保護者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、障害者又はその保護者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った障害者又はその保護者等に対し交付するものとする。
(利用者負担額等に係る管理)
- 第11 事業所は、支給決定障害者（法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。以下この項において同じ。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（次項において「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。
- 2 前項の利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限月額又は同令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるとときは、事業所は、前項の指定障害福祉サービス又は指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害者又はその保護者等に通知するものとする。
(通常的生活介護の実施地域)
- 第12 通常的生活介護の実施地域は、大阪府茨木市の全域とする。
(緊急時における対応方法)
- 第13 事業所の職員は、現に生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 事業所の職員は、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
(非常災害対策)
- 第14 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
(苦情解決)
- 第15 事業所は、提供した生活介護に関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、その提供した生活介護について、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員から

の質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、その提供した生活介護について、法第48条第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族等からの苦情に関して大阪府知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、大阪府知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに可能な限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16 事業所は、職員の資質の向上のために次の各号の研修を当該各号に定めるとおり受講する機会を確保するとともに、業務の執行体制について検証し、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年3回以上

2 職員は、その業務上知り得た障害者及びその保護者等並びに家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、障害者及びその保護者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害者及びその保護者等の同意を得るものとする。

4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業所は、障害者に対する生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。

（その他）

第17 この要綱に定めるもののほか、事業所について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

（障害者自立支援法に基づく茨木市立太陽の里生活介護事業所「穂積」生活介護運営要綱の廃止）

2 障害者自立支援法に基づく茨木市立太陽の里生活介護事業所「穂積」生活介護運営要綱（平成18年10月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年 3 月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から実施する。